

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課 企画課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	和歌山大学岸和田サテライト地域連携事業補助金									
根拠(条例・規則・要綱名)	和歌山大学岸和田サテライト地域連携 事業補助金 交付要綱									
予算科目	款	02	項	01	目	10	事業名称	大学等地域連携事業		
補助金等の交付先	国立大学法人和歌山大学									
補助金等交付開始年度	平成27年度									
補助金等検証期間	令和	3			年度	～	令和	5		年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	和歌山大学・岸和田市地域連携推進協定に基づき、大学が実施する和歌山大学岸和田サテライト地域連携事業への補助をもって、本市における産業・経済・教育・文化・行政等、総括的分野での地域の振興と活性化を図るため。									
補助事業の内容	高等教育事業・生涯学習機会の提供に関する事業・地域研究に関する 事業・学校教育分野 及び産業・観光分野等における各種連携に関する事業									
補助対象経費の内容	建物賃借料及び設備等使用料、電話代及びインターネット接続料、広告宣伝に係る印刷製本費、サテライト運営事業補助に係る人件費									
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助対象経費総額 ただし、補助事業に係る経費総額の2分の1若しくは予算額のいずれか小さい額を上限額とする。									
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)			
補助金決算(予算)額	4,847	千円	4,889	千円	4,960	千円	5,101	千円		
うち国府補助金		千円		千円		千円		千円		
うちその他特定財源		千円		千円		千円		千円		
うち一般財源	4,847	千円	4,889	千円	4,960	千円	5,101	千円		

3. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	和歌山大学岸和田サテライトで実施している高等教育事業(大学院授業・学部開放授業)については、補助金交付を開始した平成27年度からの9年間で、延べ1,295名が受講しており、生涯学習機会の提供として行われてきたワダイノLIVE@Kishiwada (旧:わだい浪切サロン)では、延べ3,910名が参加している。以上のことから高等教育機関が存在しない本市にとって、開かれた学びの場や大学と地域をつなぐ場として、世代を超えた学びと地域づくり、そのための人材育成に寄与していると考えられるため。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	和歌山大学岸和田サテライトは、平成15年度に締結した地域連携協定に基づき開設された、本市唯一の高等教育学習の場である。サテライトを開設することにより、高等教育や生涯学習機会を提供し、本市における地域づくりを担う人材の育成を行うことから、本市がめざす「個性きらめき 魅力あふれる ホットなまち 岸和田」の實現に資するものとするため。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
△	高等教育機関のサテライトキャンパスという広い視点で評価するのであれば、他大学でも事例があるため、和歌山大学に限ったものではない。ただし、学生のみならず地域への高等教育の提供等、地域に根ざした運営という点では唯一性がある。また、高等教育機関を有していない自治体で、当該サテライト事業と同様の事業を実施している自治体は、府内において本市以南ではない。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	和歌山大学岸和田サテライトで実施している高等教育事業(大学院授業・学部開放授業)については、補助金交付を開始した平成27年度からの9年間で、延べ1,295名が受講しており、生涯学習機会の提供として行われてきたワダイノLIVE@Kishiwada(旧:わだい浪切サロン)では、延べ3,910名が参加している。以上のことから市民の学習ニーズに対応し、広く理解が得られているものであると考えられるため。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	国立大学法人 和歌山大学の大学経営全般に対しての補助ではないため。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	現行の補助金交付要綱に鑑みて、補助対象経費に不適切な項目はないため。また、毎年度の実績報告における補助金使途についても、適切であると判断するため。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	授業のオンライン配信導入に伴い、会場での対面参加者が減少傾向にあることも踏まえ、従前より安価な使用料の会場に変更する等、費用圧縮に努めるとともに、過度な補助とならないよう是正し、現状に即した補助となるよう大学とも協議しているため。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	和歌山大学岸和田サテライトは、平成15年度に締結した地域連携協定に基づき開設されたもので、双方の負担により運営することを前提としているため、補助金の交付を停止・廃止した場合、本事業の廃止も想像に易い。本事業の廃止は、大学と地域とのつながりを断つことを意味し、市民が高等教育の場を喪失することとなるため。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
△	当該事業にかかる収支は把握しているものの、大学全体の財務状況の把握は困難である。また、大学全体の財務状況に鑑みると、「補助金、負担金等適正化基本方針」に沿った補助金交付とはなっていないと考えられるため。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
△	和歌山大学岸和田サテライトは、平成15年度に締結した地域連携協定に基づき開設されたもので、双方の負担により運営することを前提としていることに鑑みると、負担金での整理が適切と考えるため。 現在、R7年度から負担金として支出するため大学と協議中。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
停廃止の検討	負担金へ切り替えを行う。

令和 6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

広報広聴課

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田行政相談委員協議会助成金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田行政相談委員協議会助成金交付要綱						
予算科目	款	2	項	1	目	4	事業名称 広聴事業
補助金等の交付先	岸和田行政相談委員協議会						
補助金等交付開始年度	平成元年度						
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度

2.補助金等の概要

補助の目的	岸和田行政相談委員協議会に助成金を交付することにより、協議会の事業を促進し、もって本市における行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。						
補助事業の内容	行政相談委員が、行政などへの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現を促進するため、市民の意見や要望を直接、国等に届けるもの。						
補助対象経費の内容	大阪行政相談委員協議会等年会費 50千円 啓発活動費 18千円 研修費 12千円						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	行政相談委員 4人						
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	50	千円	50	千円	50	千円	80 千円
うち国府補助金		千円		千円		千円	千円
うちその他特定財源		千円		千円		千円	千円
うち一般財源	50	千円	50	千円	50	千円	80 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みである。また、行政相談委員の活動は、市民の意見や要望を直接、国等に届ける役割も担っている。
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	行政に対する意見・要望を国へ届ける制度であり、市民ニーズを国へ直接伝えることができる。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	行政相談委員は行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱されたボランティアの民間有識者であり、同種の事業を実施する団体は他にない。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	行政相談委員活動を促進することで、本市における行政の民主的な運営に寄与するものである。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	行政相談委員協議会等年会費、啓発活動費、研修費を補助対象としている。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	大阪行政相談委員協議会及び大阪行政相談委員協議会泉州支部の会費、行政相談制度の啓発活動費のうち会場及び物品の借上料やイベント等への出展にかかる負担金、研修参加費(ただし、交際費、慶弔費、飲食費・懇親会費および積立金に要した費用を除く)のみ補助対象経費としている。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	行政相談は担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みであり、同種の事業を実施する団体は他にない。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	行政相談委員の活動が困難になるとともに、委員の人材確保が困難になる。委員活動の質の低下を招き、市民の意見や要望を国に直接届ける活動にも支障をきたす。

必要性③	
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか
所管課評価	評価の理由
○	毎年、実績報告書を確認している。
必要性④	
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か
所管課評価	評価の理由
○	行政相談は担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現を促進するしくみであり、補助金での支出は適切である。

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市における行政の民主的な運営に寄与するものであることから、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	自治振興課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	町会施設整備補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	町会等が設置する施設整備費の助成に関する要綱						
予算科目	款	2	項	1	目	14	事業名称 町会等施設整備支援事業
補助金等の交付先	町会等						
補助金等交付開始年度	S46						
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度

2.補助金等の概要

補助の目的	町会等が当該地域の住民の利用に供するために施設を整備する場合においてその整備に要する費用の一部を助成し、地域社会における自治活動の向上発展に寄与する。			
補助事業の内容	・町会館等の新築または購入 ・町会館等の増築等 ・町会館等の敷地又は既存の町会館等の敷地と隣接し、一体の効用をなす土地の購入 ・町内放送設備の新設又は大規模な増設及び改修			
補助対象経費の内容	町内放送設備の場合はその事業に要する費用が100万円以上のものであること、それ以外は200万円以上のものであること。			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	当該事業に要する費用の1/3の額か600万円のいずれか少ないほうの額。			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	11,570 千円	16,625 千円	23,673 千円	27,312 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	11,570 千円	16,625 千円	23,673 千円	27,312 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	地域社会における自治活動の向上発展に寄与することを目的としていることから公益の増進に繋がっていると考える。
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	町会等が当該地域の住民の利用に供するために整備することから市民ニーズに対応するものであり、地域社会における自治活動の向上発展に繋がるものと考えている。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	町会等が主体的に設置しているものであり、その一部を補助していることから、公民が一体となって自治活動の向上発展に寄与しているものとする。なお、町会館等の新築については、自治総合センターで実施している補助事業を案内している。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域における自治活動の向上発展に寄与することを目的としており、広く市民の理解を得られるものとする。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	「施設整備に要した費用に対する助成」であり、「事業補助」である。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	町会館や町内放送設備に対する補助であることから、公金の使途として適正であるとする。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	地域コミュニティの活性化が求められる社会情勢の変化に合致した施策であり、今後も必要とする。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の町会等だけでは負担も大きく、今後も継続して実施していかなければならない事業であると認識していることから、もし当該補助を行わなければ、町会等が思うように施設整備が進まないこととなり、市民生活に大きな不安が付きまとうこととなる。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
△	財務状況書類の提出を求めているが、財務状況に関わらず、市が交付団体と協働で本事業を実施する必要性が認められるため。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	町会等が計画に基づいて町会館等を整備し、市が当該内容を精査したのちに補助金を交付することから、補助金で支出することが適切であるとする。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	町会等が当該地域の住民の利用に供するために施設を整備することで、地域社会における自治活動の向上発展に寄与することを目的としており、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き本事業を公民(地元町会、市)が一体となって実施していく必要があり、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

自治振興課

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	町会等コミュニティセンター事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	町会等コミュニティセンター事業補助金交付要綱						
予算科目	款	2	項	1	目	14	事業名称 町会等施設整備支援事業
補助金等の交付先	町会等						
補助金等交付開始年度	H29						
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度

2.補助金等の概要

補助の目的	町会等が町会館等を新築する場合において、費用の一部を補助し、地域社会における自治活動の向上発展に寄与する。			
補助事業の内容	町会館等の新築			
補助対象経費の内容	町会館等の新築に要する費用			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	当該事業に要する費用の3/5の額が1500万円のいずれか少ないほうの額。			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	0 千円	15,000 千円	0 千円	0 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	15,000 千円	千円	千円
うち一般財源	0 千円	千円	0 千円	0 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	地域社会における自治活動の向上発展に寄与することを目的としていることから公益の増進に繋がっていると考え る。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	町会等が当該地域の住民の利用に供するために整備することから市民ニーズに対応するものであり、地域社会にお ける自治活動の向上発展に繋がるものと考えている。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	町会等が主体的に設置しているものであり、その一部を補助していることから、公民が一体となって自治活動の向上発展に寄与しているものとする。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域における自治活動の向上発展に寄与することを目的としており、広く市民の理解を得られるものとする。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	「施設整備に要した費用に対する助成」であり、「事業補助」である。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	町会館等の新築に対する補助であることから、公金の使途として適正であるとする。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	地域コミュニティの活性化が求められる社会情勢の変化に合致した施策であり、今後も必要とする。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の町会等だけでは負担も大きく、今後も継続して実施していかなければならない事業であると認識していることから、もし当該補助を行わなければ、町会等が思うように町会間の新築ができないこととなり、市民生活に大きな不安が付きまとうこととなる。

必要性③	
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか
所管課評価	評価の理由
△	財務状況書類の提出を求めているが、財務状況に関わらず、市が交付団体と協働で本事業を実施する必要性が認められるため。
必要性④	
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か
所管課評価	評価の理由
○	町会等が計画に基づいて町会館等を整備し、市が当該内容を精査したのちに補助金を交付することから、補助金で支出することが適切であると考える。

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	町会等が当該地域の住民の利用に供するために施設を整備することで、地域社会における自治活動の向上発展に寄与することを目的としており、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き本事業を公民(地元町会、市)が一体となって実施していく必要がある。自治総合センター所管の補助制度を活用し、現行の運用を維持継続して補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	自治振興課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	地区市民協議会補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	地区市民協議会補助金交付要綱						
予算科目	款	2	項	1	目	14	事業名称 地区市民協議会支援事業
補助金等の交付先	市内各地区市民協議会(20団体)						
補助金等交付開始年度	S55年度						
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度

2.補助金等の概要

補助の目的	地区の住民活動の総合的な連帯化を図り、住民自身の手によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする			
補助事業の内容	地区市民協議会活動に係る事業補助			
補助対象経費の内容	地区市民協議会活動に係る事業経費			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	37万円+当該地区世帯数×50円 (世帯数は当該年度の4月1日現在の住民基本台帳によるものとする。)			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算見込)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	12,825	13,317	13,352	13,395
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	12,825 千円	13,317 千円	13,352 千円	13,395 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	補助対象となっている地区市民協議会は、当該地区に居住し、通勤し若しくは通学している者又は当該地区に所在する団体が自主的に参画し、環境保全、人権啓発、青少年の健全育成など、地域福祉の発展のために活動している。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	当補助制度において、まちづくりは地域の住民自身の手によって行っていくことを目的としている。また、本市は「岸和田市自治基本条例」にて「市民自治都市」の實現を掲げており、市民と行政の両者がまちづくりの主体として協働し、それぞれの役割を分担し、共に公共を担っていくことが必要である。そこで行政の役割のひとつとして補助金を交付することにより、住民自身の手によるまちづくりの推進に寄与している。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	地区市民協議会は、「岸和田市自治基本条例」にて、市民の自主的な地域におけるコミュニティ活動団体と位置付けられている。また、各小学校単位で設置され、当該地区の住人や通勤、通学している者又は当該地区に所在する団体が協働して活動している団体は他にない。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	地区の住民活動の総合的な連帯化を図り、住民自身の手によるまちづくりの推進に寄与することを目的として、当該地区の環境保全、人権啓発、青少年の健全育成など、地域福祉の発展のために活動している。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	地区市民協議会活動の事業に要する経費への補助金である
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	要綱において地区市民協議会の活動に要する経費のうち、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、過度な贈答品、記念品その他社会通念上公金で賄うことが相応しくないものは対象外としている。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	少子高齢化社会となり、地域コミュニティの活性化が求められている。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	地域の住民自身の手によるまちづくりが困難になる。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	毎年財務関係書類の提出があり、適切に把握しており、真に必要な団体への補助金交付となっている。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	各市民協議会によって、必要とされる活動が異なるため、補助金として支出し独自に運営してもらうほうが良いと考える。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	本市における地域連携やまちづくりの推進に寄与する事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。補助対象事業のさらなる明確化を図ったうえで補助金の交付を継続する。

補助金等所管課 | 自治振興課

補助金等名称	岸和田防犯協議会補助金									
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田防犯協議会補助金交付要綱									
予算科目	款	13	項	1	目	1	事業名称	防犯活動事業		
補助金等の交付先	岸和田防犯協議会									
補助金等交付開始年度	H7									
補助金等検証期間	令和	3		年度	～	令和	5		年度	

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	本市における、犯罪の予防及び暴力排除並びに少年非行防止等をめざして活動している岸和田防犯協議会の運営にかかる経費であり、市民生活の平穏と安全の確保を図る為に必要である。	
有効性		
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか	
所管課評価	評価の理由	
○	市民が安心して暮らしていけるよう、安全、安心のまちづくりに資するための施策を防犯協議会が担っている。	

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田防犯協議会でしか実施することができない事業である。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	補助事業の内容が、岸和田防犯協議会の設置目的や主たる活動と合致しており、補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであると認識している。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
△	補助金の一部に団体運営にかかる経費も含まれているが、犯罪の予防、暴力排除、少年非行防止等事業に対する補助を行っている。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	要綱にて補助対象外経費を定めており、公金の使途として不適切な経費を含んでいない。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	時代とともに多様化する犯罪に対応して事業を実施している。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	今後も継続して実施していかなければならない事業であると認識している。補助を行わなければ事業を満足に実施できないこととなり、市民生活に大きな不安が付きまとうこととなる。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	毎年度財務関係書類の提出があり、適切に把握している。他からの財源がない団体であり、今後も本市から補助は継続する必要がある。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	防犯協議会の事務がある程度専門性があるものであり、補助金で支出し独自に運営してもらうほうが良いと考える。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	本市における、犯罪の予防及び暴力排除並びに少年非行防止等をめざし、安全・安心なまちづくりを推進する事業であり、今後も公民(住民・企業・警察・市)が一体となって地域の安全に取り組む必要がある。一方で事業補助に加え団体の運営費への補助も行っていることから、補助金の停廃止の規定を定めたうえで、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

自治振興課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市防犯灯補助金(設置)							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市防犯灯補助金交付要綱							
予算科目	款	13	項	1	目	1	事業名称	地域防犯活動支援事業
補助金等の交付先	町会等							
補助金等交付開始年度	H11							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2. 補助金等の概要

補助の目的	防犯のために一般道路、橋等に設置する電灯又は水銀灯の設置、交換及び使用に係る費用について交付し、当該地域の防犯及び事故防止を図り、明るいまちづくりに寄与することを目的とする。			
補助事業の内容	防犯灯の設置又は交換に要した費用について1灯につき7,500円の補助を行う。			
補助対象経費の内容	防犯灯の設置又は交換に要した費用。			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	1灯につき7,500円の補助。			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	1,598 千円	960 千円	1,065 千円	1,500 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	1,598 千円	960 千円	1,065 千円	1,500 千円

3. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	市内における防犯及び事故防止を図り、明るいまちづくりに寄与することを目的としており、必要不可欠と考える。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	市民が安心して暮らしていけるよう、安全、安心のまちづくりに資することができるようにするための施策であり有効性を認め得ると考える。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	町会等が主体的に設置しているものであり、その一部を補助していることから、公民が一体となって地域の安全確保に取り組んでいるものである。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の防犯及び事故防止のためのものであり、安心、安全のまちづくりに直接つながるものである。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の防犯及び事故防止等に対する「事業補助」となっている。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	安全、安心のまちづくりに資するための事業に対して補助を行っている。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	住民の安心安全の確保という市民ニーズに合致した施策であり、今後も必要と考える。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の町会等だけでは負担も大きく、今後も継続して実施していかなければならない事業であると認識している。もし当該補助を行わなければ、思うように防犯灯が設置できなくなる等、市民生活に大きな不安が付きまとうこととなる。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
△	財務状況書類の提出を求めているが、財務状況に関わらず、市が交付団体と協働で本事業を実施する必要性が認められるため。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	防犯灯はそもそも地域でまず設置し、のちに申請に基づき補助金を交付することから、補助金で支出することが適切であると考ええる。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	市内における防犯及び事故防止を図り、明るいまちづくりに寄与することを目的としており、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き公民(地元町会、市)が一体となって防犯及び事故防止の取組みを実施していく必要があり、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

自治振興課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市防犯灯補助金(電気料金)									
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市防犯灯補助金交付要綱									
予算科目	款	13	項	1	目	1	事業名称	地域防犯活動支援事業		
補助金等の交付先	町会等									
補助金等交付開始年度	H11									
補助金等検証期間	令和	3		年度	～	令和	5		年度	

2. 補助金等の概要

補助の目的	防犯のために一般道路、橋等に設置する電灯又は水銀灯の電気料金に係る費用について交付し、当該地域の防犯及び事故防止を図り、明るいまちづくりに寄与することを目的とする。			
補助事業の内容	当該年度の10月分の電気料金×6の額を補助する。			
補助対象経費の内容	防犯灯の電気料金。			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	当該年度の10月分の電気料金×6の額。			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	15,501 千円	16,720 千円	12,837 千円	20,900 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	15,501 千円	16,720 千円	12,837 千円	20,900 千円

3. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	市内における防犯及び事故防止を図り、明るいまちづくりに寄与することを目的としており、必要不可欠と考える。
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	市民が安心して暮らしていけるよう、安全、安心のまちづくりに資することができるようにするための施策であり有効性を認め得ると考える。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	町会等が主体的に維持管理しているものであり、その一部を補助していることから、公民が一体となって地域の安全確保に取り組んでいるものである。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の防犯及び事故防止のためのものであり、安心、安全のまちづくりに直接つながるものである。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の防犯及び事故防止等に対する「事業補助」となっている。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	安全、安心のまちづくりに資するための事業に対して補助を行っている。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	社会情勢や市民ニーズとまさに一致した施策であり、今後も必要であるとする。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の町会等だけでは負担も大きく、今後も継続して実施していかなければならない事業であると認識している。もし当該補助を行わなければ、思うように防犯灯を維持管理することができなくなる等、市民生活に大きな不安が付きまとうこととなる。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
△	財務状況書類の提出を求めているが、財務状況に関わらず、市が交付団体と協働で本事業を実施する必要性が認められるため。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	防犯灯はそもそも地域で維持管理し、のちに申請に基づき電気料金補助金を交付することから、補助金で支出することが適切であると考える。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	市内における防犯及び事故防止を図り、明るいまちづくりに寄与することを目的としており、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き公民(地元町会、市)が一体となって防犯及び事故防止の取組みを実施していく必要があり、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	自治振興課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市防犯カメラ設置補助金									
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市防犯カメラ設置補助金交付要綱									
予算科目	款	13	項	1	目	1	事業名称	地域防犯活動支援事業		
補助金等の交付先	町会等									
補助金等交付開始年度	平成25									
補助金等検証期間	令和	3		年度	～	令和	5		年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	市内の街頭犯罪、侵入盗等の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応を図るため、防犯カメラを設置する町会等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。			
補助事業の内容	防犯カメラの新設又は更新に要した費用について、新設1台最高15万円、更新1台最高10万円の補助を行う。			
補助対象経費の内容	防犯カメラの新設又は更新に要した費用			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	新設1台最高15万円、更新1台最高10万円の補助			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	8,098 千円	7,759 千円	6,700 千円	8,250 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	8,098 千円	7,759 千円	6,700 千円	千円
うち一般財源	千円	千円	千円	8,250 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	市内における市内の街頭犯罪、侵入盗等の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応を図り、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することを目的としており、必要不可欠と考える。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	市民が安心して暮らしていけるよう、安全、安心のまちづくりに資するための施策であり有効性を認め得ると考える。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	町会等が主体的に設置しているものであり、その一部を補助していることから、公民が一体となって地域の安全・安心なまちづくりに取り組んでいるものである。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の街頭犯罪、侵入盗等の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応を図るためのものであり、安心、安全のまちづくりに直接つながるものである。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の安心、安全のまちづくりに対する「事業補助」となっている。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	防犯カメラの設置・更新に係る経費に限定している。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	社会情勢や市民ニーズとまさに一致した施策であり、今後も必要であるとする。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	当該地域の町会等だけでは負担も大きく、今後も継続して実施していかなければならない事業であると認識している。もし当該補助を行わなければ、思うように防犯カメラが設置できなくなる等、市民生活に大きな不安が付きまとうこととなる。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
△	財務状況書類の提出を求めているが、財務状況に関わらず、市が交付団体と協働で本事業を実施する必要性が認められるため。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	防犯カメラはそもそも地域でまず設置し、のちに申請に基づき補助金を交付することから、補助金で支出することが適切であるとする。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	市内の街頭犯罪、侵入盗等の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応を図り、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することを目的としており、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き本事業を公民(地元町会、市)が一体となって実施していく必要があり、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

人権・男女共同参画課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田女性会議補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田女性会議補助金交付要綱							
予算科目	款	2	項	1	目	15	事業名称	男女共同参画推進団体支援事業
補助金等の交付先	岸和田女性会議							
補助金等交付開始年度	平成29年度							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2. 補助金等の概要

補助の目的	男女共同参画社会の実現をめざして組織された自主的な市民団体(個人と市民団体、グループ等を網羅した幅広い組織)に対し、事業実施に要する経費の一部を補助することにより、男女共同参画社会の実現及び推進に寄与することを目的とする。			
補助事業の内容	岸和田女性会議の事業実施に要する経費の補助			
補助対象経費の内容	事業実施に係る経費(報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借上料等)			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助率:100% 補助額:当該年度の予算の範囲内(R3～R6の予算額:280千円) 対象者数:個人会員140人・団体会員17団体(令和6年4月現在)			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	111 千円	131 千円	154 千円	280 千円
うち国府補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うちその他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うち一般財源	111 千円	131 千円	154 千円	280 千円

3. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	当該団体は、女性の地位向上の実現に向けて、「第4期さしわだ男女共同参画推進プラン」の推進体制、「市民、事業者及び教育関係者との協働、連携」を進め、講演会や交流会などの活発な活動によって、市民の男女共同参画意識の醸成に寄与しており、広く公益性が認められる。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	当該団体は、女性の連帯、交流、学習、実践等の諸活動の充実、活性化を図る活動をしており、「第4期さしわだ男女共同参画推進プラン」の基本理念である「誰もが暮らしやすい社会にするために男女共同参画を実現するまちさしわだ」を目指す市の施策の推進に資するものであり、有効性が認められる(講演会等実施回数:令和3年度 4回:令和4年度 3回:令和5年度 4回)。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	男女共同参画社会の実現をめざして組織された自主的な市民団体であり、女性の地位向上等、男女共同参画推進に主体的に取り組んでおり、公平性が認められる。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	補助事業の内容は、当該団体の設置目的や主たる活動と合致しており、広く市民を対象とした講演会の開催等によって、男女共同参画意識の醸成に寄与しており、適格性を満たすと考える。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	市民を対象とした男女共同参画社会の実現に寄与する活動に対する事業補助である（講演会等実施回数：令和3年度 4回：令和4年度 3回：令和5年度 4回）。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	団体の広報誌発行等、独自事業に関する経費は、会員から徴収する会費等の自主財源で賄っており、補助対象経費は補助対象事業に限定、交付しているため適切である。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策への取り組み、地域の特性を活かした施策の展開が地方公共団体の責務とされており、岸和田市男女共同参画推進条例及び第4期きしわだ男女共同参画推進プランにおいて、市民や事業者、教育関係者と協働・連携して男女共同参画の推進を図るとしている。当該団体は、岸和田市の男女共同参画社会の実現、推進に寄与する団体であり、事業補助は必要であると考える。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田女性会議の会員のみが男女共同参画に関する知識を高めるのではなく、広く市民にもその機会を提供している。補助対象事業を廃止することで、市民が男女共同参画について考える機会が減少するため影響を与える。

必要性③	
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか
所管課評価	評価の理由
○	毎年財務関係書類の提出があり、適切に把握している。
必要性④	
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か
所管課評価	評価の理由
○	事業実施のための補助金であり、適切と考える。

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市の男女共同参画社会の実現及び推進に寄与するため、補助対象事業の明確化を図ったうえで補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	危機管理部危機管理課
---------	------------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	防災福祉コミュニティ補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱							
予算科目	款	9	項	1	目	5	事業名称	防災福祉コミュニティ活動支援事業
補助金等の交付先	防災福祉コミュニティ登録簿に登録された防災福祉コミュニティ							
補助金等交付開始年度	平成26年度							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	地域住民による自主的な防災福祉コミュニティ(自主防災組織)の結成及び、育成を図るため、防災福祉コミュニティに対し、防災資機材等の購入費用の一部を助成することで、防災活動の推進を行う。							
補助事業の内容	防災福祉コミュニティが防災資機材を購入するのにあたり、費用の一部助成を行うもの。							
補助対象経費の内容	防災活動を行うための防災資機材(詳細は要綱の別表のとおり)							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	防災福祉コミュニティ登録簿に登録済みで、未交付の9団体で積算。 ・250世帯未満(20万円)⇒2団体:40万円 ・250世帯以上500世帯未満(25万円)⇒3団体:75万円 ・750世帯以上1,000世帯未満(35万円)⇒1団体:35万円 ・1,000世帯以上2,000世帯未満(40万円)⇒3団体:120万円 上記の補助金額積算に加えて、要綱に基づき、補助金を過去に受給した防災福祉コミュニティについて、前回受給された年度の翌年度から起算して5年経過した組織に対し、10万円を上限として交付。(千円未満切り捨て) 令和5年度予算額:310万円							
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)	
補助金決算(予算)額	1,387	千円	850	千円	1,016	千円	3,500	千円
うち国府補助金		千円		千円		千円		千円
うちその他特定財源		千円		千円		千円		千円
うち一般財源	1,387	千円	850	千円	1,016	千円	3,500	千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	本補助金により購入した防災資機材は、災害時だけでなく平時から防災訓練等の活動をとおり、各地で継続的に活用されることで、市民の防災意識の向上と地域の防災力向上に寄与していると考えます。

有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	本市の第Ⅰ期基本計画では、「安全で安心して暮らせるまち」にすることが基本目標となっている。市の防災力向上には、各地域における防災訓練をはじめとする地道な活動が非常に重要であり、本計画の個別目標を達成するために必要であると考え。また、補助金で購入した防災資機材等を活用し、各地域において自主的な訓練が実施されている。
公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	防災福祉コミュニティは自主的、自発的に地域の防災対策等を確立するため設立し、運営する組織であり、積極的に地域防災力の向上に貢献している。 また、本補助金により購入した防災資機材は特定の団体のみが使用・活用するものではなく、地域防災力の維持・向上を目的に地域住民に活用してもらうため交付している。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	防災福祉コミュニティとは、自主的、自発的に地域の防災対策等を確立するため設立し、運営する組織で、市民及び地域の自主的な防災活動の推進を図るために災害時だけでなく平時から防災訓練や防災講演会等の活動を行い、地域住民に広く啓発していることから妥当であると考え。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	防災活動に取り組むために必要な資機材を整備し、自助・共助の向上を目的とした補助である。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	補助対象経費は要綱のとおり、限定している。また、補助対象経費は要綱の別表のとおりで自助・共助の促進・向上に資するものとする。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	地震や台風、豪雨などの自然災害が全国各地で多発し、その脅威は本市も例外ではないといえる。近年、激甚化する災害に対し、被害を最小限にいくためには、自助・共助が非常に重要になる。また、各地域で補助金により購入された防災資機材等を活用し、訓練が実施されている。

必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	実災害において、防災資機材が不十分となれば、防災活動に限界が生じ、市全体の防災力が後退してしまう恐れがある。また、平時においては、防災訓練をはじめとする活動が停滞することも懸念される。
必要性③	
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか
所管課評価	評価の理由
○	防災福祉コミュニティは営利団体ではなく、地域住民が主体となって地域の防災活動を行ってもらう団体であり、地域防災力の維持・向上には必要な団体であると考えている。
必要性④	
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か
所管課評価	評価の理由
○	補助金以外に防災資機材の支援手段として、資機材の贈与や委託契約による貸出等が挙げられるが、地域の防災力向上を目的としていることから、資機材購入の一部補助が妥当であると考えている。

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市の地域防災力強化に資するものであり公益性が高い事業であることから、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課 危機管理部危機管理課

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市防災福祉コミュニティ訓練等活動補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市防災福祉コミュニティ訓練等活動補助金交付要綱						
予算科目	款	9	項	1	目	5	事業名称 防災福祉コミュニティ活動支援事業
補助金等の交付先	防災福祉コミュニティ登録簿に登録された防災福祉コミュニティ						
補助金等交付開始年度	令和3年度						
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度

2.補助金等の概要

補助の目的	地域住民による防災福祉コミュニティ(自主防災組織)の自主的な防災活動を支援することで、地域社会の防災に関する啓発及び自主的な活動を促進し、災害による被害の防止と軽減を図る。						
補助事業の内容	防災福祉コミュニティが防災訓練又は、防災講演会を行う場合の消耗品等に要した経費の補助を行った。						
補助対象経費の内容	防災訓練又は防災講演会(以下「訓練等」という。)を行う場合の消耗品等に要した経費(詳細は要綱の別表のとおり)						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	消耗品等に要した経費で、1万円を上限として予算の範囲内で交付することができる。但し、1年度あたり1回限りとする。(千円未満切り捨て)						
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	30	千円	50	千円	100	千円	420 千円
うち国府補助金		千円		千円		千円	千円
うちその他特定財源		千円		千円		千円	千円
うち一般財源	30	千円	50	千円	100	千円	420 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	啓発活動として、防災福祉コミュニティが防災訓練又は、防災講演会を行う場合に要した消耗品の経費に対し、補助を行うもので、地域の自主的な防災活動の促進につながるとともに自助・共助の向上に資するものと考え
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	本市の第Ⅰ期基本計画では、「安全で安心して暮らせるまち」にすることが基本目標となっている。市の防災力向上には、各地域における防災訓練又は防災講演会等の防災活動を積極的に行っていく必要があり、本計画の個別目標を達成するために必要であると考え。また、本補助金を活用した訓練を実施したいとの問い合わせ等も多くあり、今後の地域の自主的な活動の促進に資すると考える。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	防災福祉コミュニティは自主的、自発的に地域の防災対策等を確立するため設立し、運営する組織であり、積極的に地域防災力の向上に貢献している。 また、本補助金により実施された防災訓練や防災講演会等は特定の団体のみが参加するものではなく、地域住民に対し、広く啓発することを目的に開催されている。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	防災福祉コミュニティとは、自主的、自発的に地域の防災対策等を確立するため設立し、運営する組織で、市民及び地域の自主的な防災活動の推進を図るために災害時だけでなく平時から防災訓練や防災講演会等の活動を行い、地域住民に広く啓発していることから妥当であると考えます。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	訓練の実施に必要な消耗品や講師代等を対象とした補助であり、自助・共助の向上を目的とした補助である。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	補助対象経費は要綱のとおり、限定している。また、補助対象経費は防災訓練や防災講演会に要する消耗品費が対象であり、地域における積極的な防災活動の促進を目的としたものである。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	地震や台風、豪雨などの自然災害が全国各地で多発し、その脅威は本市も例外ではないといえる。近年、激甚化する災害に対し、被害を最小限にしていくためには、自助・共助が非常に重要になる。本補助金を活用した訓練をしたいとの問い合わせ等も多くあり、地域で実施された訓練実績も増加傾向にある。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	防災訓練や防災講演会は地域防災力の向上につながるものであり、本補助金はこの活動を積極的に行ってもらうことが目的である。本補助が廃止されることで防災訓練をはじめとする防災活動が停滞し、市全体の防災力後退が懸念される。

必要性③	
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか
所管課評価	評価の理由
○	防災福祉コミュニティは営利団体ではなく、地域住民が主体となって地域の防災活動を行ってもらう団体であり、地域防災力の維持・向上には必要な団体であると考える。
必要性④	
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か
所管課評価	評価の理由
○	訓練の実施に必要な消耗品や講師代に係る費用を補助するものであり、贈与や委託契約による貸出等は適切でないと考える。地域の防災力向上を目的としていることから、訓練の実施に必要な消耗品や講師代に係る費用の一部補助が妥当であると考える。

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針（令和6年3月第2版）に基づき適正に運用している。本市の地域防災力強化に資するものであり公益性が高い事業であることから、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	福祉政策課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市老人クラブ連合会事業費助成金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市老人クラブ連合会事業費助成金交付要綱							
予算科目	款	3	項	1	目	4	事業名称	老人福祉費
補助金等の交付先	岸和田市老人クラブ連合会							
補助金等交付開始年度	平成14年度							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	老人福祉法第13条にある地方公共団体の役割として、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーション及び、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るため。第13条第2項において、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行うものに対して、適当な援助をするようにつとめなければならないとあり、高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。							
補助事業の内容	・地域支え合い支援事業(活動促進事業、健康づくり・介護支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化・活動支援事業、市町村老連活動支援体制強化事業) ・地域支え合い活動補助事業(清掃奉仕活動補助事業、地域見守り活動補助事業、教養講座開催活動補助事業、スポーツ活動補助事業、市長が必要と認める活動に対する補助事業)							
補助対象経費の内容	会議費、報償費、需用費、備品購入費、役務費、賃借料、研修費、活動費等							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	・地域支え合い支援事業 (1)当該年度の6月1日における市老連の会員数×100円+300,000円 + (2)老人クラブ数×500円×12カ月 ・地域支え合い活動補助事業 (1)老人クラブ数×60,000円 + (2)当該年度の6月1日現在における年齢65歳以上の市老連の会員数×400円 ※令和5年度対象者数…会員総数 15,623人 令和5年度対象クラブ数 …132クラブ							
交付実績		令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額		17,900	千円	17286	千円	16779	千円	17360 千円
うち国府補助金		1,322	千円	1295	千円	1249	千円	1332 千円
うちその他特定財源			千円		千円		千円	千円
うち一般財源		3,324	千円	3337	千円	3326	千円	3480 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	令和5年度実績、①地域支え合い支援事業、活動促進事業として広報紙作成年2回発刊、研修会実施、6/5総会、2/26単位クラブ会長研修会、6/12～13理事、女性部長研修会等。健康づくり・介護予防支援事業(各種大会の開催 11/21グラウンドゴルフ大会、10/23ゲートボール大会、12/10クオリティ大会)等。地域支え合い事業(文化部会活動会議 年4回、8/10囲碁・将棋大会、11/7-9高齢者趣味の作品展及び11/8高齢者の文化祭の開催 老人クラブ活動の交流と親睦の場となっている。)、女性部会活動会議 年4回、7/24手芸教室(肩たたき棒)等。市町村老連活動支援体制強化事業 総務部会 年12回・理事会 年12回等の実施。②地支え合い地域補助事業として、各老人クラブが行う地域清掃美化活動(5月/2,629名、9月/2,055名)、子ども見守り活動(小学校登下校時など)、世代間交流、孤立防止の集いの場、サロン、リビング活動等。各種教養講座(介護予防、認知症対策、防犯・防災)、レクレーションに係る講座・勉強会(囲碁・将棋、歌謡、手芸、絵画、舞踊、料理、書道、俳句、茶道、華道等々)の活動、研修活動(リーダー養成研修、パソコン研修、活動内容研究研修)、スポーツ(グラウンドゴルフ、ゲートボール、クオリティ)活動、健康体操の実施、体力測定など高齢者をはじめ、多くの市民の福祉の向上、公益の増進につながっている。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	老人クラブはこれまで、見守り・友愛訪問、老人クラブにおけるサロン、健康づくり・介護予防など、地域で助け合い・支え合いの活動を行っており、各地域単位で活動する教養講座やスポーツ活動等の様々な活動の場を確保・提供することで、高齢者の様々な生きがいづくりや仲間づくりなどを通じ市民ニーズに対応してきた実績がある。また第9期介護保険事業計画の中でも、地域における重層的な支え合い体制の整備が示されており、担い手の確保や高齢期の生きがいづくりの取り組む内容として、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援するよう位置づけられている。費用対効果についても、これらの取り組みを継続することで高齢者の健康寿命を伸ばし、介護保険サービス等の利用抑制につながり、費用対効果が認められると考える。
公平性	
観点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市老人クラブ連合会及び各単位老人クラブは、本市まちづくりにおいて、清掃・美化活動、子供・高齢者の見守り活動、防犯・防災活動等の様々なまちづくり活動の担い手となり、本市に多大な貢献をしていただいている団体である。また岸和田市老人クラブ連合会は、市内全域の各単位クラブの代表が集まり、高齢者自らが当事者となり、各種(健康、文化、スポーツ、広報、女性等)部会を立ち上げ運営している。これらの活動は、本市の高齢者の福祉を推進するものであることから市の財政的支援が必要。これらの取り組みは当該補助金交付団体でしか実施することができない事業であると考え。
適格性	
観点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	老人クラブの設置目的として、高齢者福祉の向上を図ることにあり、具体的には仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うこと。その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組むこと。明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めること等があり、広く市民の理解を得られる内容と考える。

補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	高齢者をはじめ、多くの市民の福祉の向上に寄与した活動であり、要綱にて補助対象事業を地域支え合い事業、地域支え合い補助事業に限定して補助を行っている。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	(1) 地域支え合い支援事業 市老連が行う次の事業とする。 ア 老人クラブ活動促進事業(老人クラブと連携して行う調査研究、広報及び啓発、地域課題に応じた老人クラブを対象とした研修等、老人クラブ活動の促進に資する事業をいう。) イ 健康づくり・介護予防支援事業(高齢者の健康づくりにつながる体操その他の高齢者向けスポーツの普及のための企画、活動及び講習会の実施等、健康づくり及び介護予防に資する事業をいう。) ウ 地域支え合い事業(子どもを見守る活動、次世代育成支援活動、高齢者の孤立防止に関する活動、防災に関する活動等、地域の支え合いに資する活動又は事業をいう。) エ 若手高齢者組織化・活動支援事業(若手高齢者による組織の設置、若手高齢者のグループ活動等、若手高齢者の老人クラブへの加入促進及び活動促進に資する事業をいう。) オ 市老連活動支援体制強化事業(市老連が行う事業を円滑に実施するための企画立案等を行う推進員の設置、その他生きがいと健康づくりに資する事業をいう。) (2) 地域支え合い活動補助事業 老人クラブが行う次に掲げる活動に要する経費に対し、市老連が補助する事業とする。 ア 地域の清掃及び美化に関する活動 イ 地域における子どもの見守りその他地域の防犯に関する活動 ウ 教養講座(高齢者を対象とした教養講座又は老人クラブの活動促進につながる講座に限る。)の開催等に関する活動 エ 高齢者を対象としたスポーツに関する活動 オ アからエまでに掲げるもののほか、老人クラブが行う高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動であって、あらかじめ市長が必要と認めたもの等。以上の内容に定められており、不適切な経費は含んでいない。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	要綱にて補助対象経費を人件費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料、賃借料に限定して交付しており、公金の使途として不適切な経費を含んでいない。

必要性②		
観点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか	
所管課評価	評価の理由	
○	補助を行わない場合、地域住民における支え合い活動が著しく停滞、要介護認定者の増加等、市民生活に大きな影響を与えると考える。年々、老人クラブ数も減少しており、一度停滞すると現状の活動水準には戻せない可能性が高い。	
必要性③		
観点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	市の補助金以外にも府補助金の交付、精算等もあり、適宜、財務状況の把握に努めている。全国的に必要とされている団体であり、真に必要な補助金交付と考える。	
必要性④		
観点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	老人クラブは、「老人福祉法」第13条第2項において、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行うものに対して、適当な援助をするようにつとめなければならないと位置づけられており、事業内容から補助金での支出が適当と考える。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市における高齢者の主体的な活動の支援につながり、「老人福祉法」第13条第2項の規定に資するものであるため、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課 福祉政策課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市社会福祉事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市社会福祉事業補助金交付要綱						
予算科目	款	3	項	1	目	1	事業名称 社会福祉協議会支援事業
補助金等の交付先	(福)岸和田市社会福祉協議会						
補助金等交付開始年度	平成23年度						
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	岸和田市社会福祉事業補助金交付要綱第2条に規定する「地域社会における福祉の向上を図るために行う事業の推進に寄与すること」を目的とするもの。
補助事業の内容	(1)小地域ネットワーク活動推進事業 ≪小地域活動推進事業≫ 市社協が、地区福祉委員会(小学校区を単位として自治会、民生委員協議会等地域の団体による福祉のためのまちづくりをめざす活動組織をいう。以下同じ。)が主体となって、近隣住民等の参加及び協力を得て実施する次に掲げる活動に対し補助する事業 ≪コミュニティソーシャルワーカー配置≫ 市社協が、小地域ネットワーク活動を推進するため、関係機関との連絡調整等を行い、及び地域住民の福祉活動への参加を促進するためのボランティアの指導育成等を行うコミュニティソーシャルワーカーの配置に関する事業 ≪事務費≫ 市社協が、小地域ネットワーク活動を推進するために必要な事務費 (2)地域福祉活動事業 ≪地域福祉活動専門員配置事業≫ 市社協が、地域福祉活動を推進するため、同活動に関する調査、企画、連絡調整等を行う専門員の配置に関する事業 ≪防災対策事業≫ 災害ボランティアセンターの設置訓練等を通じて平常時より市民への活動の理解とネットワークの強化を図ること目的とする事業 (3)日常生活自立支援事業 知的障害、認知症、精神障害等により判断能力が不十分な者に対し、自立した地域生活が営めるよう支援するために実施する次に掲げる事業
補助対象経費の内容	(1)小地域ネットワーク推進事業 1. 小地域活動推進事業 事業を実施するために必要な次に掲げる経費(報償費、旅費、使用料、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、備品購入費及び研修費) 2. コミュニティソーシャルワーカー配置事業 事業を実施するために必要な人件費(3,000,000円/人×4名) 3. 事務費 事業を実施するために必要な次に掲げる経費(報償費、旅費、使用料、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、備品購入費、研修費、燃料費、保険料、車両費、賃借料、修繕費、会議費及び広報費) (2)地域福祉活動事業 1. 地域福祉活動専門員配置事業 事業を実施するために必要な人件費(7,275,000/人×2名) 2. 防災対象事業 事業を実施するために必要な次に掲げる経費(報償費、旅費、使用料、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、備品購入費、研修費、燃料費、保険料、車両費、賃借料、修繕費、会議費及び広報費) (3)日常生活自立支援事業 事業を実施するために必要な次に掲げる経費(人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、委託料、備品購入費及び会議費)

金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)		(1)小地域ネットワーク推進事業 1. 小地域活動推進事業 500,000円/地区福祉委員会×24委員会 2. コミュニティソーシャルワーカー配置事業 3,000,000円/人×4名 3. 事務費 690,000円 (2)地域福祉活動事業 1. 地域福祉活動専門員配置事業 6,941,000/人×2名 2. 防災対象事業 330,000円≧対象経費の1/2 (3)日常生活自立支援事業 大阪府が定める日常生活自立支援事業における基準額算定上の取扱い基準に基づき算出した補助基準額の3分の1の額を補助基準額としたうえで、補助金の額は、日常生活自立支援事業に、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、予算の範囲とする。			
交付実績		令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
	補助金決算(予算)額	49,867 千円	48,483 千円	48,552 千円	48,840 千円
	うち国府補助金	11,419 千円	12,799 千円	11,729 千円	12,000 千円
	うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
	うち一般財源	38,448 千円	35,683 千円	36,823 千円	36,840 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	地域社会における福祉の向上を図るために行う事業(個別援助や、小地域ネットワークでの声かけ、見守り活動、地域での生きがづくりなど)の実施により、地域で安心して暮らしていけるまちづくりの推進に寄与するもので、特定の対象者に利用が限定されるものではなく、全市民を対象としており、広く公益の増進につながっています。
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	団体の活動は、本市の福祉を増進し、住みよい環境をつくることを目的としていることから本市の行政目的と一致し、これを助長する役割をも果たすものであり、事業を実施するに際して財政的な支援を行うことにより、市が推進する施策の實現に資するもの。
公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第1項の規定により、本市の区域内において地域福祉の推進を図ることを目的とした公共的団体である。

適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	団体は、本市の福祉を増進し、住みよい環境をつくることを目的として設置されている。補助金の使途は十分に広く市民の理解を得られるものである。 社会福祉協議会(以下、社協)とは、「地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織である」とされています。 また社会福祉法では「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と」規定されています。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	補助対象事業を小地域ネットワーク推進事業、地域福祉活動事業、日常生活支援事業に限定した「事業補助」となっている。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	要綱に補助対象経費を限定して交付しており、公金の使途として不適切な経費を含んでいない。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	地域社会における福祉の向上を図るために行う各種事業が実施されている。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	補助を行わない場合、本市における地域社会の福祉向上に資する事業の運営が停滞し、市民の生活に大きな影響を与える。
必要性③	
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか
所管課評価	評価の理由
○	市の補助金以外にも府補助金の交付、精算等もあり、適宜、財務状況の把握に努めている。全国的に必要とされている団体であり、真に必要な補助金交付と考える。

必要性④	
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か
所管課評価	評価の理由
○	事業内容として、団体職員が地域や個人に寄り添うような形で実施する事業内容となっており、負担金や委託料の積算とすることはそぐわないと考える。

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	本市における地域社会福祉の向上を図る事業の推進に寄与するものであり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。補助対象事業のさらなる明確化を図ったうえで補助金の交付を継続する。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	福祉政策課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市シルバー人材センター補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市シルバー人材センター補助金交付要綱							
予算科目	款	5	項	1	目	1	事業名称	シルバー人材運営支援事業
補助金等の交付先	公益社団法人 岸和田市シルバー人材センター							
補助金等交付開始年度	1982/4/1							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	高齢者の社会参加を図るため、地域社会の活動と密接な連携を保ちながら、豊かな経験と能力を生かし「自主・自立・共働・共助」の基本理念を通じて自らの生きがいと、健康で働く意欲と、さらには福祉の増進を図ることを目的として設立されたシルバー人材センターの運営に対する支援を行う。			
補助事業の内容	岸和田市シルバー人材センターに対し、センターの定款に規定する事業の実施に要する費用のうち、センター職員の人件費及び一般運営費の一部について、補助金を交付する。			
補助対象経費の内容	1)運営費(7,329千円)・人件費(正規職員)5,517千円・管理費1,812千円 2)サポート事業(3,250千円) 会員数・派遣就業延人員の実績値より算出 ※令和6年度予算			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	1)運営費は、単位SCの各付け(ランク)にて補助単価が決まっている。岸和田市SCは、就業延人日数・会員数により“A”ランクに位置付け。 2)サポート事業 13,500千円(27,000千円×1/2) 得点欄24点 27,000千円(300万×24点)			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	10,229 千円	10,579 千円	10,579 千円	10,579 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	10,229 千円	10,229 千円	10,579 千円	10,579 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	超高齢化社会の中で、シルバー人材センターは高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに広く寄与している。
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市総合戦略の基本目標にある「健康で自分らしく生きられるまち」としており、健康意識向上とともに、介護予防が進められ、心身の健康が維持・増進され、高齢者の介護予防、認知症予防、社会参加、地域貢献等につながっている。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	シルバー補助金は地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ国の予算の範囲内において交付することとなっている。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与している。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
△	補助金は、センターの定款に規定する事業の実施に要する経費のうち、センター職員の人件費及び一般運営費の一部について交付するものとなっている。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	補助金は、センターの定款に規定する事業の実施に要する経費のうち、センター職員の人件費及び一般運営費の一部について交付するものとなっている。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	昨今の人材不足の中、地域社会の担い手としても期待されており、令和6年度高齢者就業機会確保事業を基に必要性の検証を行う。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	シルバー補助金は地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ国の予算の範囲内において交付することとなっているので、補助金等の停廃止は、国庫補助自体の停廃止にも繋がる。補助を行わない場合、シルバー人材センターの運営に影響を及ぼし、高齢者の就業機会の縮小等、市民生活に大きな影響を与える。

必要性③		
観点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	毎年財務状況書類の提出を求め、財務状況の把握を行っている。	
必要性④		
観点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	市に費用負担の義務があるものでもなく、実施主体が市にあるものでもないため補助金としての交付が適切である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市における高齢者雇用や就業対策の推進に寄与している。また地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、国庫補助が行われていることから、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和 6 年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

健康推進課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市看護師等養成所運営助成金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市看護師養成所運営助成金交付要綱							
予算科目	款	4	項	1	目	1	事業名称	看護師等養成支援事業
補助金等の交付先	医療法人利田会 久米田看護専門学校							
補助金等交付開始年度	平成3年度							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2. 補助金等の概要

補助の目的	看護師養成所の運営を助成することにより、当該養成所の運営基盤の充実を図り、もって、養成される看護師の資質の向上を通じて、地域の医療及び公衆衛生の充実に資することを目的とする							
補助事業の内容	大阪府看護師等養成所運営費補助金を現に受けている看護師等養成所に対して、現年度在籍する学生数及び前年度卒業生の市内就業率に応じて補助金を交付し、運営を助成する。							
補助対象経費の内容	看護師養成所の運営にかかる経費							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	在籍する学生1名につき補助単価100,000円とし、当該年度の4月15日現在在籍する学生の総数及び前年度末の卒業生のうち本市内で就業した者の比率に応じて定める調整率(別表)を乗じて得た額を上限とする。							
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)	
補助金決算(予算)額	7,560	千円	7,980	千円	6,840	千円	10,800	千円
うち国府補助金		千円		千円		千円		千円
うちその他特定財源		千円		千円		千円		千円
うち一般財源	7,560	千円	7,980	千円	6,840	千円	10,800	千円

3. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	久米田看護専門学校は、発足以来、長く地域の医療、看護の資質向上に貢献しており、今後も看護師等の人材確保および資質の向上を通じて、地域の医療及び公衆衛生の充実に寄与するものである。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策の実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	3か年の合計卒業生数89人のうち、約50%にあたる44人が市内事業所に看護師として就業しており、本事業の目的である地域の医療及び公衆衛生の充実に資することができている。 令和3年度就職者 50.0%(32人中16人) 令和4年度就職者 51.9%(27人中14人) 令和5年度就職者 46.7%(30人中14人)

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	看護師の養成事業は『保健師助産師看護師法』に基づき設置される養成所にのみ認められている。岸和田市では2団体設置されており、当団体の外に岸和田市医師会看護専門学校がある。同要綱に基づき補助金を交付している。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	久米田看護専門学校は大阪府の指定をうけ、看護師等養成所として設置されており、この補助金の目的である、「看護師養成所の運営を助成することにより、当該養成所の運営基盤の充実を図り、もって養成される看護師の資質の向上を通じて、地域の医療及び公衆衛生の充実に資する」ための交付先として適格である。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	行財政再建プラン【2019年3月版】に基づき、補助額を卒業後の市内医療機関への就業者数に連動させるインセンティブ方式を取り入れるなど補助基準の見直しを実施済み。 交付団体は看護師等養成を事業目的として運営されていることから、団体への運営補助として交付し、看護師等養成事業への助成を継続する。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	看護師等養成所の運営に係る経費については、交付申請書類により確認済み。公金の使途として不適切な経費を含んでいない。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会」(厚生労働省)によると2025年の需要推計202万人に対し、供給推計は182万人となり、看護人材のニーズは依然として高く、看護師養成所の必要性も高い。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	看護師等養成所の運営に係る収入は、大きく分けて生徒納付金や受験料など生徒からの支払による収入、府・市など自治体からの補助金、設置者の繰入金の3つで成り立っている。市からの補助金が期待できない場合、生徒からの支払による収入に必要額が反映され、生徒負担が増す、または収入減を反映したカリキュラムの見直しが行われる、などの運営努力が予想され、養成される看護師の資質の低下や、就学者数の減少、また結果として地域の医療及び公衆衛生に影響を与える。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	補助金の交付対象は交付要綱により厳密に規定されている。各団体の財務状況は交付申請書類により確認済み。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	看護師等養成事業所の運営および看護師等養成事業は、本来、市が実施主体となるべき又は実施すべき事業にあらず、今後も補助金として支出するのが適切である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市における看護師養成の目的達成に寄与し、地域の医療及び公衆衛生の充実に資するという公益性が高い事業であることから、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和 6 年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

健康推進課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市看護師等養成所運営助成金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市看護師養成所運営助成金交付要綱						
予算科目	款	4	項	1	目	1	事業名称 看護師等養成支援事業
補助金等の交付先	一般社団法人岸和田市医師会(岸和田市医師会看護専門学校)						
補助金等交付開始年度	平成3年度						
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	看護師養成所の運営を助成することにより、当該養成所の運営基盤の充実を図り、もって、養成される看護師の資質の向上を通じて、地域の医療及び公衆衛生の充実に資することを目的とする						
補助事業の内容	大阪府看護師等養成所運営費補助金を現に受けている看護師等養成所に対して、現年度在籍する学生数及び前年度卒業生の市内就業率に応じて補助金を交付し、運営を助成する。						
補助対象経費の内容	看護師養成所の運営にかかる経費						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	在籍する学生1名につき補助単価100,000円とし、当該年度の4月15日現在在籍する学生の総数及び前年度末の卒業生のうち本市内で就業した者の比率に応じて定める調整率(別表)を乗じて得た額を上限とする。						
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	10,800	千円	9,600	千円	10,710	千円	10,800 千円
うち国府補助金		千円		千円		千円	千円
うちその他特定財源		千円		千円		千円	千円
うち一般財源	10,800	千円	9,600	千円	10,710	千円	10,800 千円

3. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田医師会看護専門学校は、医師会看護学校として大阪府下で最初に設立され、昭和29年に岸和田市医師会付属看護婦養成所として発足以来、長く地域の医療、看護の資質向上に貢献しており、今後も看護師等の人材確保および資質の向上を通じて、地域の医療及び公衆衛生の充実に寄与するものである。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策の実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	3か年の合計卒業生数95人の内、約62%にあたる59人が市内事業所に看護師として就業しており、本事業の目的である地域の医療及び公衆衛生の充実に資することができている。 令和3年度就職者 70.6%(34人中24人) 令和4年度就職者 46.9%(32人中15人) 令和5年度就職者 69.0%(29人中20人)

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	看護師の養成事業は『保健師助産師看護師法』に基づき設置される養成所にのみ認められている。岸和田市では2団体設置されており、当団体の外に久米田看護専門学校がある。同要綱に基づき補助金を交付している。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田医師会看護専門学校は大阪府の指定を受け、看護師等養成所として設置されており、この補助金の目的である、「看護師養成所の運営を助成することにより、当該養成所の運営基盤の充実を図り、もって養成される看護師の資質の向上を通じて、地域の医療及び公衆衛生の充実に資する」ための交付先として適格である。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	行財政再建プラン【2019年3月版】に基づき、補助額を卒業後の市内医療機関への就業者数に連動させるインセンティブ方式を取り入れるなど補助基準の見直しを実施済み。 交付団体は看護師等養成を事業目的として運営されていることから、団体への運営補助として交付し、看護師等養成事業への助成を継続する。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	看護師等養成所の運営に係る経費については、交付申請書類により確認済み。公金の使途として不適切な経費を含んでいない。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会」(厚生労働省)によると2025年の需要推計202万人に対し、供給推計は182万人となり、看護人材のニーズは依然として高く、看護師養成所の必要性も高い。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	看護師等養成所の運営に係る収入は、大きく分けて生徒納付金や受験料など生徒からの支払による収入、府・市など自治体からの補助金、設置者の繰入金の3つで成り立っている。市からの補助金が期待できない場合、生徒からの支払による収入に必要額が反映され、生徒負担が増す、または収入減を反映したカリキュラムの見直しが行われる、などの運営努力が予想され、養成される看護師の資質の低下や、就学者数の減少、また結果として地域の医療及び公衆衛生に影響を与える。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	補助金の交付対象は交付要綱により厳密に規定されている。各団体の財務状況は交付申請書類により確認済み。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	看護師等養成事業所の運営および看護師等養成事業は、本来、市が実施主体となるべき又は実施すべき事業にあらず、今後も補助金として支出するのが適切である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市における看護師養成の目的達成に寄与し、地域の医療及び公衆衛生の充実に資するという公益性が高い事業であることから、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	子ども家庭応援部子育て施設課
---------	----------------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市障害児通所支援事業所運営費補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市障害児通所支援事業所運営費補助金交付要綱						
予算科目	款	3	項	2	目	8	事業名称 児童発達支援センター運営支援事業
補助金等の交付先	社会福祉法人 三ヶ山学園						
補助金等交付開始年度	平成24年度						
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度

2.補助金等の概要

補助の目的	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う者に対し、事業所の運営に要する経費の一部を補助することで、支援を受ける障害児に対する支援内容の充実を図り、適切な支援体制の確保に資するとともに、事業所の円滑な運営に寄与することを目的とする。			
補助事業の内容	児童発達支援センター(自閉症児支援センターWave)への運営支援			
補助対象経費の内容	事業所に置くべき従業員の員数に加え、支援をより適切かつ効果的に提供するための従業員の配置に要する経費			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	支援を受けた本市に住所を有する障害児の数に17万円を乗じて得た額(上限)			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	1,190 千円	1,190 千円	1,190 千円	1,190 千円
うち国府補助金	0 千円	0 千円	0 千円	1,190 千円
うちその他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うち一般財源	1,190 千円	1,190 千円	1,190 千円	0 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	当該事業所は、「大阪府子ども総合計画」に定める大阪府発達支援拠点に位置付けられ、障がいのある子どもへの支援を、地域で総合的に取り組む体制づくりを進めており、広く公益性が認められる。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	当該事業所は、「大阪府子ども総合計画」に定める大阪府発達支援拠点に位置付けられており、発達障がいの特性や発達障がい児に対する支援方法等に関する研修や具体的な支援を行っており、有効性が認められる(令和3年度:9回開催。令和4年度:10回開催。令和5年度:10回開催)。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	当該事業所は、大阪府において、発達障がい児の個別療育と保護者研修を実施する拠点として「発達障がい児療育拠点」とされているため（府内6カ所）。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	当該事業所は、大阪府において、発達障がい児の個別療育と保護者研修を実施する拠点として「発達障がい児療育拠点」とされており、適格性を満たしている。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	発達障がいの特性や発達障がい児に対する支援方法等に関する研修や具体的な支援を行っており、事業補助となっている（令和3年度：9回開催。令和4年度：10回開催。令和5年度：10回開催）。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	児童発達支援センター（自閉症児支援センターWave）への運営費（人件費（法定福利費を含む））であり、補助対象経費として適切である。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	「大阪府子ども総合計画」に定める大阪府発達支援拠点に位置付けられており、必要性は満たしている。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	「発達障がい児療育拠点」が泉州地区からなくなるため、影響は大きい（他の基礎自治体も補助金を支出）。

必要性③		
観点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	児童発達支援センター（自閉症児支援センターWave）への運営費（人件費（法定福利費を含む））であり、補助対象経費として適切である。	
必要性④		
観点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	事業実施のための補助金のため、適切と考える。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針（令和6年3月第2版）に基づき適正に運用している。本市の障害児に対する支援内容の充実に資するものであり、大阪府からの要請に基づき、府内他市町村と同一基準で交付していること、公益性が高い事業であることから、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	産業政策課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市勤労者互助会補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市勤労者互助会補助金交付要綱							
予算科目	款	5	項	1	目	1	事業名称	勤労者互助会支援事業
補助金等の交付先	岸和田市勤労者互助会							
補助金等交付開始年度	平成2年度							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	市内の中小企業に働く勤労者の福利厚生の充実を図ることを目的として設立された岸和田市勤労者互助会の運営を支援することで、勤労者福祉の増進を図るとともに企業の振興発展に資することを目的とする。							
補助事業の内容	市内の中小企業における福利厚生及び勤労者福祉共済制度を実施するため、岸和田市勤労者互助会へ補助する事業							
補助対象経費の内容	岸和田市勤労者互助会の運営にかかる費用で、人件費と一般管理費							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	互助会決算における管理費に相当する額に3/4を乗じて得た額とする。ただし、当該年度の予算で定める金額を上限とする。							
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)	
補助金決算(予算)額	7,500	千円	7500	千円	7500	千円	7500	千円
うち国府補助金		千円		千円		千円		千円
うちその他特定財源		千円		千円		千円		千円
うち一般財源	7,500	千円	7500	千円	7500	千円	7500	千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	自企業では実施することが困難である、市内中小企業の従業員への共済金給付事業や福利厚生事業を達成することを目的としており、市内事業所の振興発展に寄与しているため
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策の実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
△	様々な事業を実施し、多くの会員に還元できていることから、市内事業所の発展に寄与できているが、費用対効果は十分認められるが、補助金と会員会費では赤字となっている現状から、事業内容の精査を行う必要があるため

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	当互助会は市役所内に位置し、会長は岸和田市長であることから、本事業を行う唯一無二の団体であるため
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	生活安定・健康維持・老後安定・余暇活動・自己啓発等の事業を実施し、従業員の福祉の増進を図っていることから、設置目的と合致しており、広く市民の理解を得ることができるため
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
×	「岸和田市勤労者互助会補助金交付要綱」により、補助金の対象費用は、互助会の運営にかかる費用となっていることから、「団体運営補助」となっているため
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	「交付要綱」により、補助金の対象経費は、互助会の運営にかかる費用となっていることから、人件費・一般管理費を対象とし、不適切な経費を含んでいないため
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	毎年2回の理事会を開催することで、予算・決算について報告し、委員会にて意見交換を行っているため
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	市内中小企業の発展は地域の発展にもつながるので、交付団体への補助を行わない場合、市民生活にも大きな影響があると判断されるため

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	毎年、会計監査・決算報告にて、予算・決算について報告し、交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な補助金として交付を行っているため	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	事業は市に費用負担の義務があるものでもなく、市が実施主体となる事業でもないため補助金としての支出が適切である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	本市における勤労者福祉の増進に資する事業であり、本市の企業の発展、産業の成長に必要不可欠な補助金であるため、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	産業政策課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田港振興協会港湾振興事業補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田港振興協会港湾振興事業補助金交付要綱							
予算科目	款	8	項	5	目	2	事業名称	港振興協会助成事業
補助金等の交付先	岸和田港振興協会							
補助金等交付開始年度	平成6年度以前							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	岸和田港振興協会が行う港湾振興事業に要する経費の一部を助成することにより、岸和田市内の港湾の振興を推進し、岸和田市及び泉州一帯の産業経済及び文化の発展に寄与することを目的とする。							
補助事業の内容	岸和田港振興協会が実施する港湾振興事業(先進港湾調査活動、港湾美化啓発活動、港湾振興行事活動)に要する経費の一部を補助する。							
補助対象経費の内容	・阪南港木材地区港湾労働者福祉会館の建替・移転に係る調査等支援業務委託料 ・港湾美化啓発活動 レクリエーション保険料(参加者用)、用具等購入費、郵送用消耗品、用品等郵送費							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助対象経費×2/3(補助率) R5年度 ・阪南港木材地区港湾労働者福祉会館の建替・移転に係る調査等支援業務委託料:352,000円 ・港湾美化啓発活動 レクリエーション保険料(参加者用。参加者見込500名。):9,320円、用具等購入費:73,068円、郵送用消耗品:880円、用品等郵送費:25,100円 460,368円(補助対象経費)×2/3=306,912円							
交付実績		令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)
	補助金決算(予算)額	71	千円	351	千円	307	千円	720 千円
	うち国府補助金	0	千円	0	千円	0	千円	0 千円
	うちその他特定財源	0	千円	0	千円	0	千円	0 千円
	うち一般財源	71	千円	351	千円	307	千円	720 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	市内臨海部の清掃活動を行う港湾美化啓発活動の実施により、臨海部の環境を整備し、市民や事業者の生活や事業活動の質が向上している。 令和5年度には岸和田港振興協会が運営を受託している阪南港木材地区港湾労働者福祉会館のニーズ調査を実施した。港湾労働者等の労働環境の維持、向上につながっている。
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか

所管課評価		評価の理由
○		港湾美化啓発活動の実施については、SDGsの取組が世界規模で求められている状況下において、「14海の豊かさを守ろう」に掲げられているとおり、海の汚染を防ぐ取組みとして環境施策実現に大きく貢献している。 阪南港木材地区港湾労働者福祉会館の建替・移転に係る調査については、本市臨海部には産業が集積しており、港湾労働者を含めた多くの労働者及び市民が利用可能な施設の実現に向け調査を実施したものであり、市民ニーズ及び市の施策実現に貢献している。
公平性		
観点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか	
所管課評価		評価の理由
○		清掃活動については市内各所で他の団体も実施しているが、岸和田港振興協会は臨海部の振興を主たる目的とした団体であることから臨海部で実施している。他の各種団体や企業が参加し、1トンを超えるゴミが回収されている。 阪南港木材地区港湾労働者福祉会館は公益的な施設として運営されており、他の団体での運営は困難である。
適格性		
観点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか	
所管課評価		評価の理由
○		補助事業の内容については、岸和田港振興協会の設置目的に合致しているものである。補助金の目的についても、市内臨海部の環境維持や発展につながるものであり、市民の理解を得られるものである。
補助目的		
観点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか	
所管課評価		評価の理由
○		「港湾振興事業」として実施した事業に対する補助となっている。
補助対象経費		
観点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか	
所管課評価		評価の理由
○		臨海部の環境維持や発展につながる経費を対象に補助しているものであり、公金の使途として不適切な経費は含まれていない。
必要性①		
観点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか	
所管課評価		評価の理由
○		港湾美化啓発活動については上述のとおり、環境問題に好影響を与えるものであり、昨今の市民ニーズに合致しており、今後も継続的に必要なものである。 阪南港木材地区港湾労働者福祉会館の調査については、港湾労働者等の労働環境の整備のために必要な調査の実施であり、市民ニーズに沿ったものである。

必要性②		
観点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか	
所管課評価	評価の理由	
○	港湾美化啓発活動については、補助事業として開催することにより岸和田港振興協会の費用負担が軽減され、より多くの市民や団体が参加し、臨海部の環境整備につながっていることから、補助が無く規模縮小となった場合には、環境の悪化や市民及び団体の環境保全への意識低下につながるおそれがある。先進港湾調査や港湾振興行事についても臨海部の発展や賑わいづくりに好影響を及ぼしているものであり、補助を行わない場合には臨海部の賑わいづくりが停滞する。	
必要性③		
観点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	毎年団体より財務状況書類の提出を求めており、財務状況を的確に把握している。	
必要性④		
観点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	事業は市に費用負担のあるものでもなく、市が実施主体となる事業でもないため補助金の支出が適切である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	本市における港湾振興事業の推進に寄与する事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。補助対象事業のさらなる明確化を図ったうえで補助金の交付を継続する。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	産業政策課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田港まつり事業補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田港まつり事業補助金交付要綱							
予算科目	款	8	項	5	目	2	事業名称	港振興協会助成事業
補助金等の交付先	岸和田港振興協会							
補助金等交付開始年度	平成6年度以前							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	岸和田港振興協会が主催する岸和田港まつり事業に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することにより、市民への海事思想の普及と本市港湾の振興を図ることとする。							
補助事業の内容	臨海部におけるイベント実施(R4):みなとオアシス岸和田を中心とした市内臨海部におけるにぎわい創出を目的としたイベントの実施。過去は花火大会を実施していたが臨海部への企業進出が進んでいることにより打上場所の確保が困難であること、安全性への意識が高まっていることにより警備の実施が困難となっていることから花火大会に代わるイベントを実施。 乗船体験事業(R5):帆船(レプリカ船)を用い、本市港湾部のクルージングを実施する。1航海につき約400名が乗船し、3回合計で約1,200人が乗船する。 海上保安庁巡視船体験航海:海上保安庁の巡視船による体験航海を実施している。							
補助対象経費の内容	イベント実施費用:イベント運営委託料 乗船体験事業:クルージング業務委託料、シャトルバス運行委託料、来場者用駐車場警備業務委託料、セレモニー演出料、飲料運搬業務委託料等							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	港まつり事業費から自主財源(協賛寄付金等)を控除した金額と補助対象経費総額を比較し、金額が小さい方を補助金として交付する。 R5年度 事業費:6,084,275円(総支出額)－1,380,000円(協賛寄付金等)－219,011円(前年度繰越金)－24円(預金利子)=4,485,240円…① 補助対象経費総額:5,347,713円…② ①と②を比較し、金額の小さい4,485,240円を補助金として交付。							
交付実績		令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)
補助金	補助金決算(予算)額	0	千円	6,000	千円	4,486	千円	6,000 千円
	うち国府補助金	0	千円	0	千円	0	千円	0 千円
	うちその他特定財源	0	千円	0	千円	0	千円	0 千円
	うち一般財源	0	千円	6,000	千円	4,486	千円	6,000 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	臨海部において多数の参加者が訪れる行事を実施することで、市民が海に親しむ機会の創出に繋がっている。また、可能な限り他の行事(「大漁!親子まつり」等)との同日開催とすることで、両行事の相乗効果を生み出し、臨海部における人の回遊を図っている。

有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	令和5年度の乗船体験では1,229人(大人812人、子ども417人)からの申込みがあった。「将来ビジョン・岸和田」に掲げる「人と自然が共生した住みよいまち」「にぎわいと活力を創造するまち」の實現に繋がっている。
公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	漁業協同組合等が海に親しむイベントとして「大漁！親子まつり」等を実施しているが、あくまで事業の一貫として実施しているものであり、営利を目的とせず広く市民を対象として開催している「岸和田港まつり」は非営利団体である岸和田港振興協会以外が実施することは困難である。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田港振興協会の目的である「岸和田港の振興対策を推進し、岸和田市及び泉州一帯の産業経済並びに文化の発展に寄与すること」に合致している。また、市としても臨海部の振興や発展に取り組むべきものであることから補助事業としては適正である。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田港まつり事業実施のために補助金を使用しており適正である。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田港まつりの事業費のうち、補助対象経費とする費用は精査されており適切に補助が行われている。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	海に親しむ機会を設けることは「将来ビジョン・岸和田」に掲げる「人と自然が共生した住みよいまち」「にぎわいと活力を創造するまち」の目標達成に寄与するものであり、補助の必要性は高い。

必要性②		
観点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか	
所管課評価	評価の理由	
○	市民生活に対して直接的に大きな影響は無い。しかしながら、本市は臨海部から発展してきた歴史があるものの、これまでの埋立事業等に伴い、臨海部の大部分が工業地帯となっており、日常生活の中で海に親しむ機会が少ない。港まつり会場周辺も事業者が立地するエリアであり市民が日常生活で訪れることは少ないエリアである。その中で臨海部を訪れる機会としての港まつり開催は市民生活にとって重要なものであると言える。	
必要性③		
観点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	毎年団体より財務状況書類の提出を求めており、財務状況を的確に把握している。	
必要性④		
観点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	事業は市に費用負担の義務があるものでもなく、市が実施主体となる事業でもないため補助金としての支出が適切である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	本市における臨海部の賑わいづくりに資するものであり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。補助対象事業のさらなる明確化を図ったうえで補助金の交付を継続する。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	産業政策課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	商店街環境整備施設等維持管理費助成金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市 商店街環境整備施設等維持管理費の助成に関する要綱							
予算科目	款	7	項	1	目	2	事業名称	商工業振興事業
補助金等の交付先	商店街振興組合等の商業団体							
補助金等交付開始年度	平成13年度							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	市内の商業団体が維持管理する街路灯、アーケード等の電気料金の額の一部を助成することにより、当該商業団体の発展向上を図り、もって商業の振興を図る。							
補助事業の内容	市内の商業団体が維持管理する街路灯、アーケード等に係る支払済みの電気料金の額の一部を助成する。							
補助対象経費の内容	商業団体が維持管理する街路灯、アーケード等に係る支払済みの電気料金の額							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	【～R4年度】補助率等： (1)電灯料金の交付申請時期の平均月額が5万円以下の場合は、平均月額の15%に支払い月数を乗じた額 (2)平均月額が5万円を超え10万円以下の場合は、その5万円を超える部分の平均月額の10%の額に7,500円を加算し、支払い月数を乗じた額 (3)平均月額が10万円を超える場合は、その10万円を超える部分の平均月額の5%の額に12,500円を加算し、支払い月数を乗じた額 対象者数等：市内商店街振興組合等の商業団体11団体 【R5年度～】補助率等：電気料金の1/2(ただし、半期分毎30万円を上限) 対象者数等：市内商店街振興組合等の商業団体11団体							
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)	
補助金決算(予算)額	650	千円	650	千円	2,180	千円	1,960	千円
うち国府補助金		千円		千円		千円		千円
うちその他特定財源		千円		千円		千円		千円
うち一般財源	509	千円	542	千円	1,436	千円	1,960	千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	商店街が設置する街路灯は、商店街を明るく華やかになり来街者の増加を図ると共に、利用客が安全かつ安心して買い物ができる環境創出を担っている。また、地域の生活道路としての安全設備の役割も果たしており、安全安心な環境の維持につながっている。

有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	商店街が整備した街路灯の維持を支援することで、商店街利用者の安全面の確保だけでなく、周辺環境の防犯抑止効果もあり、安全安心なまちづくりにも寄与している。
公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	商店街等の商業団体が設置した共同施設は、公共性が高い施設であることから、行政や町会等住民団体以外が整備維持管理することは困難であると考ええる。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	商店街で安全安心に買い物等ができる環境を維持することで、不特定多数の市民等が商店街へ買い物に訪れ経済活動を行うことは、商業振興に資するものである。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	商業団体が設置した公共性が高い共同施設の維持管理を支援する内容であることから、交付団体の事業に対して補助する「事業補助」である。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	補助対象経費は、公共性が高い共同施設の維持管理経費である電気代に限定しており、公金の使途としては適切である。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	街路灯の担っている役割は公共性の高いものであり、維持することの必要性は大きい。また近年の燃料油価格高騰等の影響等の社会情勢の変化に対応するため、令和5年度分より交付額を見直した。

必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	商店街等の商業団体は、少子高齢化、人口減少、大型所PINGセンター、オンラインショッピング等の社会情勢の変化により、会員数も減少し団体を維持することが困難な状況下にある。行政支援が無くなると益々厳しい状況となり、街路灯等の公共性の高い設備が維持できなくなり、市民生活に大きな影響を及ぼす。
必要性③	
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか
所管課評価	評価の理由
△	補助金交付条件に、団体の財務状況書類の提出を義務付けていないことから、すべての団体の財務状況を的確に把握しているとは言えない。
必要性④	
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か
所管課評価	評価の理由
○	事業は市に費用負担の義務があるものでもなく、市が実施主体となる事業でもないため補助金としての支出が適切である。

4.検証に基づく評価	
評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市における商店街活性化事業の推進に資するものであることから、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	農林水産課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市森林環境保全事業補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市森林環境保全事業補助金交付要綱							
予算科目	款	6	項	3	目	2	事業名称	森林整備地域活動支援事業
補助金等の交付先	大阪府森林組合 泉州支店							
補助金等交付開始年度	平成26年度							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	森林の整備を推進し、森林の有する多面的機能が十分に発揮できるようすること。							
補助事業の内容	森林経営計画に認定されており、長期の経営、保全、管理を目的とした、一体的な森林整備作業を行い、それによりコスト削減を行い、材の有効活用を目的とした搬出間伐や保育間伐、森林作業道を開設するもの。							
補助対象経費の内容	地域森林経営対象民有林の対象となる森林区域において、造林・保育事業、間伐事業を行うのに要する経費。							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	対象経費の10%以内							
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)	
補助金決算(予算)額	944	千円	1,618	千円	2,654	千円	2,803	千円
うち国府補助金		千円		千円		千円		千円
うちその他特定財源		千円		千円		千円		千円
うち一般財源	944	千円	1,618	千円	2,654	千円	2,803	千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	自然災害の防止及び軽減が図られ、市民生活や福祉の向上に寄与する。
有効性	
観点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策の実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	市が認定している森林経営計画に基づき、森林整備を行うことで、自然か環境が保全され、災害の防止や軽減を図ることは、市民ニーズに合致しており、市の基本目標である「安全で安心して暮らせるまち」づくりに質する。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	大阪府森林組合は、平成13年に府内の森林組合が合併してできたもので、多くの森林所有者が同組合の組合員です。また、当組合は市内森林において森林所有者との立会を経て森林経営計画を作成し、間伐等の委託契約を結ぶとともに当該計画に基づいて施業を実施している。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	大阪府森林組合経営理念は、「山を守り、森を育てる」私たちは、林業の振興を通じて、大阪の山を守り、再生可能な資源を生み出す環境を第一に、安心・安全な暮らしを支え、地域社会に貢献します。」とあり、合致している。また、市民の理解を得られるものである。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	団体運営補助ではなく、造林・保育事業または間伐事業に対して補助している。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	間伐や森林作業道の開設にかかる事業費に対して、補助しているため、不適切な経費を含んでいない。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	木材価格の低迷により、所有者の自助努力だけでは適正な森林の整備ができないため、市の財政的支援が必要である。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	適切な間伐等を実施せずに森林を放置すると、自然災害が起きた場合に被害が膨らむ恐れもある。また、災害の防止や軽減を図ることができず、地域の安全や市民生活の安全を守ることが困難となり、市民生活に影響が及ぶ。

必要性③		
観点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	貸借対照表や損益計算書によって財務状況を把握している。	
必要性④		
観点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	市が義務的に負担するものではなく、市が主体的に実施するものでもないため、補助金が適正である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市における森林資源の保全整備に寄与し、山地災害の防止、水源涵養等の面で公益性が高い事業であることから、現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	農林水産課
---------	-------

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市耕地事業補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市耕地事業補助金交付要綱							
予算科目	款	6	項	1	目	3	事業名称	土地改良施設管理事業
補助金等の交付先	土地改良区、農業協同組合、水利組合等							
補助金等交付開始年度	昭和46年							
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度	

2.補助金等の概要

補助の目的	農業生産の基盤整備及び開発を図るため							
補助事業の内容	農道・水路・ため池の新設または改修							
補助対象経費の内容	新設または改修にかかる工事費							
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	工事費の50%以内かつ上限50万円 (ただし、災害復旧の場合は上限額を定めない)							
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)	
補助金決算(予算)額	4,470	千円	6,460	千円	9,870	千円	4,500	千円
うち国府補助金		千円		千円		千円		千円
うちその他特定財源		千円		千円		千円		千円
うち一般財源	4,470	千円	6,460	千円	9,870	千円	4,500	千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	里道・水路敷内の公共用地内にある農道・水路やため池など各種団体が管理する複数人が利用する農業用施設のみを対象としている
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	こまめに補修を行うことにより施設の長寿命化が図られ、豪雨時に漏水等による浸水害を防げる。また、1／2補助で地元負担が伴うため必要最小限で安価な方法で実施される。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	受益者負担が伴うため受益者団体でしか実施しない
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	交付団体は受益者のみで組織された団体であり、食の安定供給や防災減災に寄与する
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	修繕工事費に対する補助である
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	工事費として施工会社へ支払われた額のみを対象としている
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	毎年ため池点検で市民ニーズ等を把握し、適正な維持管理に役立てている
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	農業者の営農に支障をきたし、漏水等により浸水被害を引き起こす恐れがある

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
△	団体の財務状況は把握していない	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	市が義務的に負担するものではなく、市が主体的に実施するものでもないため、補助金が適切である	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。農道・水路等の公共施設を利用者が使用上必要な補修や改修を行う事業であり、ため池決壊による浸水被害を未然に防ぐための事業であるため現行の運用を維持継続し補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	観光課
---------	-----

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市観光振興計画推進事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市観光振興計画推進事業補助金交付要綱						
予算科目	款	7	項	1	目	3	事業名称 観光振興事業
補助金等の交付先	岸和田市観光振興協会						
補助金等交付開始年度	令和2年4月1日						
補助金等検証期間	令和	3	年度	～	令和	5	年度

2.補助金等の概要

補助の目的	協会が実施する事業に要する費用の一部を補助することにより、観光まちづくりを推進し、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。						
補助事業の内容	岸和田市観光振興計画の施策の推進に資する事業として 地域観光振興事業、観光誘客宣伝事業、観光イベント事業						
補助対象経費の内容	観光宣伝の強化、観光PR事業に係る経費						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	予算の範囲内での事業補助						
交付実績	令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(決算)		令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	5,000	千円	5000	千円	5000	千円	7500 千円
うち国府補助金	0	千円	0	千円	0	千円	0 千円
うちその他特定財源	0	千円	0	千円	0	千円	0 千円
うち一般財源	5,000	千円	5000	千円	5000	千円	7500 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	HPでの情報発信により、市内外に関わらず、市の観光PRを実施しているため。
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの実現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
△	岸和田市観光振興計画にもとづき、継続的なプロモーションを実施しているものの、スマートフォン対応や、観光客のニーズに応じた構造となっていないため。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市域全体を対象とした観光推進を包括的に行う団体は交付団体のみで、他に同種同等の事業を実施する団体はない。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	観光情報や観光イベントの発信など、補助事業の内容に合致しているため。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	観光情報発信サイトの運営や維持管理などの事業補助となっているため。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市観光振興計画推進事業補助金交付要綱にて補助対象経費を限定しており、公金の使途として不適切な経費を含んでいない。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	観光創造ビジョン・岸和田を策定するにあたり、アンケート調査を実施した。プロモーションの課題解決のため、「観光のまち岸和田」として認知度を高めるためのプロモーション強化として、岸和田の観光資源を知ってもらう基本的な観光情報の発信が必要。効果的な情報の発信のためには事業補助の必要がある。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	観光動機として重要な「食」情報や、地域資源の情報などは、情報発信のスピードや、観光ニーズの把握が重要になる。補助を行わない場合、情報発信ツールが限定的となりイベントを楽しみにする市民や観光業に従事する市民、市内事業者に影響を及ぼす。効果的な情報発信や市民と事業者等が一体となって観光振興に取り組む機運を醸成するためには事業補助が必要なため。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	岸和田市観光振興協会の事務局として、事業計画・報告、事業予算・決算を確認している。協会の財源は協会の目的に賛同する個人会員や法人会員の会費と、指定管理業務の指定管理料のみであることから、観光振興の事業費として事業補助が必要。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	事業は市に費用負担の義務があるものでもなく、市が実施主体となる事業でもないため補助金としての支出が適切である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市の観光資源の周知のための観光情報の発信強化に寄与する事業であることから、補助対象事業の明確化を図ったうえで補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	観光課
---------	-----

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市観光振興計画推進事業補助金(まち歩き観光推進事業)									
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市観光振興計画推進事業補助金交付要綱									
予算科目	款	7	項	1	目	3	事業名称	観光振興事業		
補助金等の交付先	岸和田市観光振興協会									
補助金等交付開始年度	令和2年4月1日									
補助金等検証期間	令和	3			年度	～	令和	5		年度

2.補助金等の概要

補助の目的	協会が実施する事業に要する費用の一部を補助することにより、観光まちづくりを推進し、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。			
補助事業の内容	岸和田市観光振興計画の施策の推進に資する事業として 地域観光振興事業、観光誘客宣伝事業、観光イベント事業			
補助対象経費の内容	観光宣伝の強化、観光PR事業、イベント実施及び出展に係る経費			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	予算の範囲内での事業補助			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	3,276 千円	2800 千円	3000 千円	2000 千円
うち国府補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うちその他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うち一般財源	3,276 千円	2800 千円	3000 千円	2000 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか
所管課評価	評価の理由
○	HPでの情報発信により、市内外に関わらず、市の観光PRや、市民も楽しむことができる事業を実施しているため。
有効性	
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市観光振興計画にもとづき、だんじり文化を通年観光に活かすためのだんじり小屋めぐりや、民間事業者との連携による周遊イベントなど、継続的なプロモーションを実施しているため。

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市域全体を対象とした観光推進を包括的に行う団体は交付団体のみで、他に同種同等の事業を実施する団体はない。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	観光情報の発信や観光イベントの実施など、補助事業の内容に合致しているため。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	観光情報の発信や観光イベントの実施など、事業補助となっているため。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市観光振興計画推進事業補助金交付要綱にて補助対象経費を限定しており、公金の使途として不適切な経費を含んでいない。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	観光創造ビジョン・岸和田を策定するにあたり、アンケート調査を実施した。「観光のまち岸和田」として認知度を高めるためのプロモーションとして、地域資源を活かした事業の実施や周遊の促進が必要。効果的な事業の実施のためには事業補助の必要がある。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
△	補助を行わない場合、市民と事業者等が一体となって観光振興に取り組むイベントの実施機運を醸成することができず、イベントを楽しむ市民や観光号に従事する市民、事業者に影響を与える。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	岸和田市観光振興協会の事務局として、事業計画・報告、事業予算・決算を確認している。協会の財源は協会の目的に賛同する個人会員や法人会員の会費と、指定管理業務の指定管理料のみであることから、観光振興の事業費として事業補助が必要。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目(負担金、委託料等)で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	事業は市に費用負担の義務があるものでもなく、市が実施主体となる事業でもないため補助金としての支出が適切である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市の観光コンテンツの周遊促進の強化や情報発信等に資する事業であることから、補助対象事業の明確化を図ったうえで補助金の交付を行う。

令和6年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	観光課
---------	-----

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市地車祭保存会助成金									
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市地車祭保存会助成金交付要綱									
予算科目	款	7	項	1	目	3	事業名称	だんじり祭支援事業		
補助金等の交付先	岸和田市観光振興協会									
補助金等交付開始年度	平成29年4月1日									
補助金等検証期間	令和	3			年度	～	令和	5		年度

2.補助金等の概要

補助の目的	岸和田地車祭保存会が伝統ある岸和田地車祭を、伝統的地域文化を継承し、明るく楽しいものにするために行う事業に対し、その経費の一部を負担し、市民全体の祭典とすることを目的とする。			
補助事業の内容	市民に対する広報、啓発活動、各町地車の安全曳行対策事業			
補助対象経費の内容	祭礼団体が実施する啓発活動費、交通対策費、ごみ対策費等			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	予算の範囲内での団体補助			
交付実績	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(予算)
補助金決算(予算)額	16,407 千円	16677 千円	16677 千円	16677 千円
うち国府補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うちその他特定財源	16,407 千円	16677 千円	16677 千円	16677 千円
うち一般財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

3.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は、客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、具体的に記入すること
(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		
観 点	補助の目的や効果が特定の者への利益供与にとどまらず、広く公益の増進につながっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	伝統ある岸和田祭を継承するため、祭礼宣伝啓発活動や、清掃活動を実施している。	
有効性		
観 点	・補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応し、市が推進する施策にの實現に資するものであったか ・費用対効果が十分に認められるものであったか	
所管課評価	評価の理由	
△	祭礼宣伝啓発活動や、清掃活動を実施しているが、市民や観光客のマナーに対する課題が見られる。	

公平性	
観 点	・当該補助金交付団体でしか実施することができない事業か ・同種同等の事業を実施する団体は他にないか
所管課評価	評価の理由
○	祭礼の主催団体等へ助成や事業を実施している団体は交付団体のみで、他に同種同等の事業を実施する団体はない。
適格性	
観 点	・補助事業の内容が、交付団体の設置目的や主たる活動と合致しているか ・補助金の使途が広く市民の理解を得られるものであるか
所管課評価	評価の理由
○	祭礼宣伝啓発活動や清掃活動の実施など、補助事業の内容に合致しているため。
補助目的	
観 点	交付団体の運営や活動全般に対して補助する「団体運営補助」ではなく、特定の活動に対する「事業補助」となっているか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市地車祭保存会を通じて、各地区毎に行われる祭礼の主催団体等が実施する市民に対する広報、啓発活動、各町地車の安全曳行対策事業等の事業補助となっているため。
補助対象経費	
観 点	補助対象経費が限定され、公金の使途として不適切な経費を含んでいないか
所管課評価	評価の理由
○	岸和田市地車祭保存会が、伝統的地域文化を継承し、明るく楽しいものにするために行う事業に対し、その経費の一部を負担しているため。
必要性①	
観 点	社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、補助の必要性について検証しているか
所管課評価	評価の理由
○	各地域の祭礼団体等が主体的に祭礼を実施している。各町地車を安全に曳行するためにも事業補助が必要である。また、市民に対する広報、啓発活動のほか、観光客に対するマナー等の啓発活動を実施するにあたり事業補助が必要であるため。
必要性②	
観 点	交付団体への補助を行わない場合、市民生活に大きな影響を与えるか
所管課評価	評価の理由
○	補助を行わない場合、広報啓発活動や安全曳行対策事業の実施が停滞し、市民が参加するだんじり祭の安全な運営に支障をきたす恐れがある。

必要性③		
観 点	交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか	
所管課評価	評価の理由	
○	事業計画・報告、事業予算・決算を確認している。	
必要性④		
観 点	補助金等で支出する方が、他の費目（負担金、委託料等）で支出するよりも適切か	
所管課評価	評価の理由	
○	事業は市に費用負担の義務があるものでもなく、市が実施主体となる事業でもないため補助金としての支出が適切である。	

4.検証に基づく評価

評価	評価の理由
維持継続	岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。本市における伝統的地域文化を継承し、祭礼の安全な運営に資する事業であることから、補助対象事業の明確化を図ったうえで補助金の交付を行う。